令和８年６月期　定例教育委員会議

・開 催 日 時　　令和８年６月 24 日（水）　午前 10 時 00 分から

・開 催 場 所　　羽曳野市役所 別館３階 特別会議室

・出　席　者	教 育 長	村　田　明　彦
	教育長職務代理者	奥　野　貞　一
	委　　員	多　田　謙　司
	委　　員	新　熊　和　彦
・説　明　者	学校教育部長兼生涯学習部長	藤　田　晃　治
	教育政策監	松　村　章　生
	学校教育部理事	新　田　孝　一
	学校教育課長	種　村　知　哉
	次世代育成課長	竹　中　　博
	食育・給食課 学校給食センター所長	上　村　良　史
・事　務　局	教育政策課長	白　樫　明　広
	教育政策課長補佐	尼　丁　香　奈

・議事日程

日程第１　　会議録署名委員の指名について

日程第２　　教育長月次報告

日程第３　　報告第６号
羽曳野市立児童館運営委員会委員の任免について

日程第４　　議案第 12 号
教育財産（第１学校給食センター及び第２学校給食センター）の廃止について

日程第５　　議案第 13 号
教育財産（はびきの埴生学園７棟１階の一部転用）の廃止について

日程第６　　議案第 14 号
後援名義の使用許可について

日程第７　　報告第７号
後援名義の使用許可について

日程第８　　報告第８号
羽曳野市立学校府費負担教職員に係る懲戒処分の内申について

日程第９　　その他

［　教育長　開会の挨拶　］　　開会：午前 10 時 00 分

日程第１　　会議録署名委員の指名について

教育長において、奥野委員を指名しました。

日程第２　　教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

（１）５月 20 日に、大阪都市教育委員会連絡協議会総会がありました。
（２）６月３日に、校長会がありました。
（３）６月 14 日に、キッズボールパークがありました。
（４）６月 23 日に、社会教育委員会がありました。

日程第３　　報告第６号
羽曳野市立児童館運営委員会委員の任免について

●次世代育成課長から、資料に基づき羽曳野市立児童館運営委員会委員の任免についての説明がありました。

《次世代育成課長》
羽曳野市立児童館運営会委員に欠員が生じたため、委員の任期に空白期間が生じることが無いよう羽曳野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第２条に基づき、本委員の解嘱委嘱を教育長専決 にて行いましたので、同規則第４条第２項の規定により報告するものです 。
なお、今回新たに委嘱する補欠委員の任期は、羽曳野市立児童館条例施行規則第９条第２項に基づき前任者の残任期間となります。

日程第４　　議案第 12 号
教育財産（第１学校給食センター及び第２学校給食センター）の廃止について

●学校給食センター所長から、資料に基づき教育財産（第１学校給食センター及び第２学校給食センター）の廃止についての説明があり承認を求めました。

《学校給食センター所長》
第１及び第２学校給食センターについては、新築移転。令和８年３月末をもって、学校給食センターとしての機能を廃止したため、教育財産を廃止し、市長に引き継ぐため委員会議の議決を求めるものです。

《多田委員》
給食センターの跡地は、何になるのですか。

《学校給食センター所長》
４つ目の認定こども園となります。

《教育長》
事業者は、どこになりますか。

《学校教育部長兼生涯学習部長》
社会福祉法人恩徳福祉会となります。

【採　決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第５　　議案第 13 号
教育財産（はびきの埴生学園７棟１階の一部転用）の廃止について

●教育政策課長から、資料に基づき教育財産（はびきの埴生学園７棟１階の一部転用）の廃止についての説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》
近年、共働き家庭の増加や生活様式の多様化等により、留守家庭児童会を利用する児童数は本市においても増加傾向にあります。埴生留守家庭児童会においても同様に、利用する児童数の増加が年々見込まれ、受け入れ児童数の増加に対応し、安全・安心な保育環境の確保が必要となることから、はびきの埴生学園７棟クラブ室の一部を留守家庭児童会の教室に拡張して転用する ことによ

り、市長に引き継ぐため委員会議の議決を求めるものです。

【採　決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第６　　議案第 14 号
　　後援名義の使用許可について

●教育政策課長から、資料に基づき後援名義の使用許可についての説明があり承認をもとめました。

《教育政策課長》
新規申請事業が１件となります。
１件目は、団体名は日本福祉教育・ボランティア学習学会第 32 回おおさか大会事務局、事業名は日本福祉教育・ボランティア学習学会第 32 回おおさか大会、事業実施日は令和８年 11 月 28 日から 29 日までとなります。
事業の内容・目的は、一人ひとりの生命の尊厳が守られ、誰もが自分らしく生きられる共生社会の構築を最上位の理念に掲げ、福祉教育・ボランティア学習を市民が主体的に社会づくりへ参画する学びとしている。今回の全国大会では、大阪の地・知・智を生かしながらあたりまえとされてきた既成概念や固定観念を批判的に問い直し、子ども・若者・大人が立場を超えて学びあい、共に社会を作り変えていく福祉教育・ボランティア 学習の可能性を探究する学術学会大会となります。

【採　決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第７　　報告第７号
　　後援名義の使用許可について

●教育政策課長から、資料に基づき後援名義の使用許可についての説明がありました。

《教育政策課長》
教育長が、専決処分を行ったもの２件の報告になります。
１件目は、専決処分日は５月 26 日、団体名は「新極真会南大阪支部」、事業名

は「骨髄バンクチャリティー・社会福祉チャリティー第 18 回大阪府空手道選手権大会」です。
２件目は、専決処分日は６月 12 日、団体名は「こどもまつり実行委員会」、事業名は「こどもまつり　2026 年夏まつり」です。

《教育長》
報告第８号につきましては、個人情報を取り扱う案件でございますので、羽曳野市教育委員会会議規則第５条の規定に基づき、秘密会とし行いたいと思います。このことにつきまして、異議はございませんか。

《全委員》
異議なし

《教育長》
ご異議がないようですので、報告第８号は、秘密会といたします。

日程第９　　その他
（１）食育・給食課長から羽曳野市学校給食費等の管理に関する規則の一部を改正する規則について報告がありました。
（２）食育・給食課長から（仮称）うすいえんどうコロッケについて報告がありました。
（３）教育政策監から学校適正化アンケート結果分析結果について報告がありました。
（４）事務局から今後の日程について報告がありました。

教育長から、次回の７月定例教育委員会議を、７月 29 日（水）に予定すること通知しました。

［ 教育長　閉会の挨拶 ］　　閉会：午前 11 時８分